

議案第七号

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のおり三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決  
を求めらる。

昭和六十二年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六十二年参月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和五十年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）」の下に「第三十五条第三項の規定」を加え、「及びその管理」を「管理及び法第二十四条の規定による保育所への入所措置」に改める。

第五条を次のように改める。

（入所措置基準）

第五条 保育所への入所措置は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

一 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。

二 風間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態として  
いること。

三 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

四 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

五 長期にわたり疾病の状態にあるか又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を  
常時介護していること。

六 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

七 町長が認める前各号に類する状態にあること。

第六条中「法第二十四条の規定により措置」を「前条の規定により入所措置」に改める。

第七条の見出しを「（保育料等の徴収）」に改め、同条第一項中「法第五十六条の規定に  
より徴収する」を「法第五十六条第二項の規定により徴収することができる」に、「告示」  
を「告示し徴収」に改める。

第八条中「基準額」を「金額」に改める。

#### 附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。